

答 申

第1 山口県情報公開審査会（以下「審査会」という。）の結論

山口県知事（以下「実施機関」という。）は、本件異議申立ての対象となった公文書の部分開示決定において非開示とした部分は開示すべきである。

第2 異議申立てに至る経過

1 公文書の開示請求

異議申立人は、平成13年11月5日付けで実施機関に対し、山口県情報公開条例（平成9年山口県条例第18号。以下「条例」という。）第6条の規定により、「上関原発に関する中国電力の環境アセスメントに関する一切の情報」の開示請求（以下「本件請求」という。）を行った。

2 実施機関の処分

実施機関は、異議申立人と協議した結果、本件請求に該当する公文書として、「公聴会議事録、中間報告に係る検討資料～県の見解及び評価書に係る検討資料～県の確認結果」の3件の公文書を特定し、平成13年11月20日付けで公聴会議事録の一部の開示をしないという部分開示の決定（以下「本件処分」という。）を行うとともに、その旨を異議申立人に通知した。

3 異議申立て

異議申立人は、本件処分を不服として、平成13年12月3日付けで行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定に基づく異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、本件処分のうち、開示をしない決定の部分の取り消しを求めるといふものである。

2 異議申立ての理由

- (1) 本件処分に係る公聴会議事録（以下「本件公文書」という。）は、単なる発言記録の抜粋にすぎず、議事録という以上は、表題部があり、いつ、誰が、どこで、いかなる発言をしたかがわかる1冊に編さんされた公文書でなければならず、そうしたものが存在するはずで、単なる発言記録の抜粋を議事録の全部として公開した扱いは誤りである。

- (2) 公聴会は、公開の場所での意見陳述であり、公聴会で意見を述べることができる者（以下「公述人」という。）の氏名（場合によっては、職業、年齢、性別）や立場を明らかにした上で意見を述べるシステムである。

このことは、インターネットの「公聴会」にアクセスすれば一目りょう然である。

- (3) 実施機関は、個人情報が条例第11条第2号に該当するとして非開示と説明しているが、公聴会の議事録は、公開の場で行われた公述人の意見を記録したものであり、個人の氏名も、公開の場所で既に明らかになったものであるから、これを秘匿すべき実質的理由がない。

たとえば、山口県環境影響評価条例（平成10年山口県条例第37号）の規定による公聴会であっても、公聴会と規定した限りは、公述人の氏名を秘密とすることはできない。

第4 実施機関の説明要旨

1 公文書の内容

本件公文書に係る公聴会は、山口県環境影響評価条例第43条第4項の規定に基づき、事業者が作成した環境影響評価準備書（上関原子力発電所環境影響調査書）に対して知事が意見を述べる場合に、環境の保全の見地から意見を有する公述人の意見を聴くために開催したものである。

本件公文書は、公聴会において公述人が述べた意見を担当者が聴き取り、公述内容の記録として職務上作成したものであり、条例第2条第2項に規定する公文書に該当する。

なお、公述人に対し、改めて記録内容の確認は行っていない。

2 部分開示とした理由

- (1) いつ、誰が、どこで、いかなる発言をしたかの内容については、「上関原子力発電所環境影響調査書に係る公聴会の概要について（報告）」として別に作成している。

条例に基づく開示請求があれば、特定の個人が識別され、又は識別され得る個人に関する情報を非開示として部分開示する。

- (2) 本件公文書には、特定の個人が識別され、又は識別され得る公述人の住所、氏名、所属等が記録されており、当該情報は条例第11条第2号本文に該当する。
- (3) 公聴会において公述人の公述を見聞き得たのは、当日、会場に出席した者に限られ、また、本件公述は知事が意見を述べるための参考とするためのものであり、公述人の氏名を詳細な公述内容とともに公開することは予定していない。

このことから、当該情報は条例第 11 条第 2 号の除外規定である口に該当しないと判断し、また、同号イ、ハ、ニのいずれにも該当しないことから、個人の氏名等を非開示とする部分開示決定を行った。

第 5 審査会の判断

1 開示対象公文書の範囲

議事録の範囲については、既に異議申立人の開示請求に基づき、「上関原子力発電所環境影響調査書に係る公聴会の概要について（報告）」が別途開示されたので、審査会の判断の対象とはしない。

2 本件公文書の内容及び性格

本件公文書は、山口県環境影響評価条例第 43 条第 4 項の規定に基づき、柳井市及び上関町で開催された公聴会における公述人の公述内容を各公述人ごとに実施機関の職員が記録したもので、条例第 2 条第 2 項に規定する公文書に該当する。

3 条例第 11 条第 2 号の該当の有無について

(1) 条例第 11 条第 2 号について

条例第 11 条は、同条第 2 号に規定する「個人に関する情報（事業を営む個人の当該事業に関する情報を除く。）であって、特定の個人が識別され、又は識別され得るもの」は開示をしないことができるとしている。

これは、プライバシーの具体的な範囲や内容が明確でないので、明らかにプライバシーと考えられるものはもとより、プライバシーであるかどうか不明確なものも含めて、個人に関する情報であって、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報を非開示としたものである。

しかし、特定の個人が識別され、又は識別され得る情報であっても、従来から公開されていたもの、公益上公開することが必要と認められるもの等があることから、条例第 11 条第 2 号イからニに規定する「法令等の定めるところにより、何人でも閲覧することができる情報」、「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」、「法令等の規定に基づく許可、認可、届出等に際して実施機関が作成し、又は取得した情報で、公開することが公益上必要であると認められるもの」及び「公務員の職又は氏名であって、当該公務員の職務の遂行に係る情報に含まれるもの」については、開示をしないことができる情報から除くこととなっている。

(2) 本件公文書について

ア 本件公文書に係る公聴会は、山口県環境影響評価条例施行規則（平成 11 年山

口県規則第3号)が定める公聴会開催の手續に基づき、不特定多数の者が傍聴する公開の場所で開催され、報道機関が一部の公述人の氏名とともに、要約した公述内容を報道した。

さらに、開催当日、会場で配布された資料には、すべての公述人の氏名が記録されていたことを確認することができる。

このような状況の中で公述した公述人は、公聴会開催当時、その氏名や公述内容が公表されるということを認識し、又は認識すべきであったとすることができる。

イ 条例第11条第2号ロに規定する「公表することを目的として実施機関が作成し、又は取得した情報」には、当該個人が公表されることを了承し、又は公表することを前提として提供した情報が含まれるとされており、このため、公開の場所で公述人が公表されることを認識しうる状況で公述した内容を記録した本件公文書は、原則的には条例第11条第2号ロに該当する情報であるといえる。

しかし、環境の保全と関係のない内容が公述され、当該公述によってプライバシー等の個人の権利利益が侵害される等の不利益を被る者がある場合には、その者を保護するため、当該公述内容の公表は公聴会を傍聴した者にとどめ、当該公述を記録した議事録を開示することが適当とはいえないときがあることに十分留意することが必要であるが、本件公文書において、実施機関が開示をしないとした情報は、公述人が公表されることを認識し得る状況にあり、さらに、公表しても社会通念上プライバシーの権利等、個人の権利利益を侵害するおそれがないものであるとすることができる。

3 まとめ

このことから判断すると、実施機関が開示しないとした情報は、条例第11条第2号ロに規定する情報に該当し、開示をすべきといわざるを得ない。

なお、少数意見として、実施機関が本件公文書を公表することについて、公述人の了承を事前に得ていないこと、時間の経過によって公述人の意見が変わっている可能性があること等から、公述内容さえ公表すれば、公述人の氏名まで開示をすべきではないとの意見があった。

以上の理由により、第1に掲げる審査会の結論のとおり、判断する。

第6 審査会の審査経過等

別紙1のとおり(省略)